

## 市長交際費の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長交際費の支出に係る情報の公表（以下「市長交際費の公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(分類)

第3条 前条に規定する支出区分は、支出の内容により次のとおり分類する。

- (1) 慶祝
- (2) 会費
- (3) 弔慰
- (4) 協賛
- (5) 謝礼
- (6) 見舞
- (7) 接遇

(公表の時期)

第4条 市長交際費の公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費の公表は、牛久市ホームページへの掲載及び情報公開統合窓口等にて閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。